

令和2年第3回 美里町農業委員会会議録

令和2年3月9日

令和2年第3回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎大会議室に招集する。

出席委員

1番 奥村 智 3番 永田末廣 4番 善積邦昭 5番 長木一美
6番 松村 新二 7番 田中 豊 8番 吉坂 美佐子 9番 松田政明
10番 吉田美好

欠席委員

欠員 1名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後13時30分

事務局長 こんにちは。只今から令和 2 年第 3 回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第 4 条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席です。美里町農業委員会会議規則 第 6 条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、1 番 奥村委員 3 番 永田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第 5 号、農地法 第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 1 について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第 9 号、番号 1 から番号 3 について続けて補足の説明を行います。番号 1 は、譲受人が農業経営の規模拡大を目的に、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続いて、番号 2 について説明いたします。番号 2 は、譲渡人は高齢でかつ町外在住であり農地の管理が困難であり、譲受人は申請地の近所に住まわれているため農地の管理が可能であることから、双方合意により所有権移転売買での申請をされました。続いて番号 3 について説明いたします。番号 3 は、譲渡人は農業経験がなく農地の管理が困難であり、譲受人は農業経営規模拡大及び効率化のため、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第 3 条第 2 項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号 1 から番号 3 補足の説明を終わります。それでは、議案第 9 号、番号 1 を議題とし内容の説明を 5 番 長木委員に求めます。

5 番（長木委員）略・・・

会長 以上で議案第 9 号、番号 1 の内容説明を終わります。それでは番号 1 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 1 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 9 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 9 号、番号 2 を議題とし内容の説明を 8 番 吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）略・・・

会長 以上で議案第 9 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分 番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 9 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 9 号、番号 3 を議題とし内容の説明を 9 番 松田委員に求めます。

9 番（松田委員）略・・・

会長 以上で議案第 9 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 9 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 10 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 4 番 善積委員に求めます

4 番（善積委員）略・・・

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。

略・・・

会長 以上で議案第 10 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 10 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 10 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 11 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定について内容の説明を事務局に求めます。

事務局 はい。略・・・

会長 以上で議案第 11 号の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 11 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 11 号は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 12 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得について内容の説明を事務局に求めます。

事務局 はい。略・・・

会長 以上で議案第 12 号の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 12 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 12 号は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。

事務局 何かありませんか？

事務局 はい

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後 1 4 時 0 5 分

美里町農業委員会会議規則第 1 3 条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印